

18歳成年に係る本校教育活動への御協力について

平素より本校の教育に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止につきましても、御協力をいただき重ねてお礼申し上げます。

さて、令和4年4月1日に施行される民法の一部を改正する法律により、成年年齢が18歳に引き下げられ、ほとんどの生徒が在学中に成年年齢に達することとなります。成年になることで、単独で有効な契約を行うことができ、また、親権に服すことがなくなるため、その父母等は子の監護及び教育の権利並びに義務を有さなくなります。

しかしながら、成年年齢に達したとしても未だ成長の過程にあり、社会的自立に対して支援が必要であることに変わりはありません。保護者の皆様におかれましては、お子様が成年となられた後も引き続き、本校の教育に御理解と御協力を賜りますとともに、お子様への御支援・御指導をお願いいたします。

なお、成年年齢に達した後の在学中の手続等について、府立学校として下記のとおり取り扱うこととしますので、御確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1 保護者等

- 在学中に成年に達した場合、保護者であった者を「保護者に準ずる者」とし、保護者及び保護者に準ずる者を合わせて「保護者等」とする。
- 保護者に準ずる者は、保護者と同様の責任を負い、学校の教育に協力する。
- 校内の各種文書・様式等の保護者を「保護者等」に変更する。

2 退学・転学・留学・休学等の在籍異動に係る手続き

- 在学中に成年に達した生徒の在籍異動に関しては、保護者等の同意を得る（本人及び保護者等連署の様式により校長に願い出る）こととし、生徒が単独で校長の許可を得ることはできないこととする。

3 授業料その他の費用の徴収

- 成年年齢に達した後も、多くの生徒は経済的に独立していないことから、引き続き保護者等に費用の負担を求める。

4 生徒指導・進路指導

- 生徒が成年年齢に達しているか否かにかかわらず、保護者等との連携の下で生徒指導及び進路指導を行うことが重要であり、保護者に準ずる者に保護者と同様の対応を求める。
- 保護者に準ずる者は、いじめ防止対策推進法上の保護者には該当しなくなるが、同法上の保護者に準じて取り扱う。

5 保健指導・健康診断結果の通知

- 保護者に準ずる者は、学校保健安全法上の保護者には該当しなくなるが、同法上の保護者に準じて取り扱い、保護者等に対して生徒の健康上の問題に対する助言や健康診断結果の通知を行う。

6 消費者教育

- 成年になると、法定代理人の同意なく一人で契約（携帯電話の購入、クレジットカードやローンの契約、一人暮らしの部屋を借りるなど）を結ぶことができるようになる。一方で、未成年者契約取消権が行使できなくなり、悪徳商法や消費者トラブルによる被害が懸念されており、消費者教育の充実が求められている。
- 学校における消費者教育の充実に向けた取組（家庭科・公民科等の授業を中心とした取組）を継続する。
- 生徒の消費者被害防止に向けて、保護者等に家庭での指導を求める。

(参考) 成年年齢引き下げに伴う年齢要件の変更

- 18歳で可能となるもの
 - ◇ 法定代理人の同意なく一人で行う契約
 - ◇ 進路（進学・就職等）決定や自分の住む場所（居所）の決定
 - ◇ 10年間有効なパスポートの取得
 - ◇ 公認会計士や司法書士などの国家資格に基づく職業に就くこと
 - ◇ 女性の結婚可能年齢（男女とも18歳に）
 - ◇ 性別の取扱いの変更審判を受けること
- 20歳のまま変わらないもの
 - ◇ 飲酒、喫煙
 - ◇ 公営競技（競馬・競輪・オートレース・競艇）の投票券（馬券など）購入
 - ◇ 国民年金の被保険者資格
 - ◇ 大型・中型免許の取得（大型免許は21歳）

※本件につきまして御不明な点がございましたら、本校副校長まで御連絡ください。

(連絡先：075-417-4031)